



## 注意事項

- 1 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 4 伐採種別欄には、主伐を使用とする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 5 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
- 6 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びに、ぶな、くぬぎ、その他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も高いものの年齢とを「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
- 8 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
- 9 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
- 10 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
- 11 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。